

**改正**

昭和48年12月25日条例第39号  
昭和59年12月27日条例第22号  
平成5年3月29日条例第12号  
平成5年9月24日条例第22号  
平成10年3月31日条例第15号  
平成10年6月23日条例第33号  
平成12年3月31日条例第4号  
平成13年3月30日条例第8号  
平成13年9月28日条例第36号  
平成14年12月27日条例第32号  
平成15年6月26日条例第29号  
平成16年9月27日条例第19号  
平成18年9月28日条例第47号  
平成18年9月28日条例第48号  
平成19年3月27日条例第10号  
平成19年9月28日条例第32号  
平成20年7月1日条例第21号  
平成21年6月29日条例第22号  
平成22年3月25日条例第12号  
平成22年3月25日条例第13号  
平成23年3月28日条例第4号  
平成24年3月29日条例第9号  
平成25年3月27日条例第7号  
平成28年12月27日条例第42号

上尾市子ども医療費支給条例

(目的)

**第1条** この条例は、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子育てをする保護者の

経済的負担の軽減を図り、もってこどもの保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 対象となるこども 市内に住所を有するこどもで、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるものをいう。ただし、次に掲げるこどもを除く。
  - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているこども
  - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されているこども
  - ウ 上尾市重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年上尾市条例第36号）第3条第1項に規定する対象者に該当するこども
  - エ 上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成4年上尾市条例第28号）第3条第1項に規定する対象者に該当するこども
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、対象となるこどもを現に監護している主たる生計維持者をいう。
- (4) 受給資格者 第4条の規定により受給資格の認定を受けた保護者をいう。
- (5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
  - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
  - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
  - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所又は薬局及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定によるあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者をいう。
- (7) 医療費 医療保険各法の規定による医療給付の対象となる費用（入院時食事療養費を除

く。)をいう。

(8) 一部負担金 対象となるこどもに係る医療費のうち、受給資格者が医療保険各法の規定により負担すべき額及び他の法令に基づいて医療の給付に対して負担すべき額をいう。ただし、法令若しくはそれに準ずる規定による給付又は保険者が給付する附加給付があるときは、それらの給付額を控除した額をいう。

(支給の対象となる経費)

**第3条** 支給の対象となる経費（以下「こども医療費」という。）は、一部負担金の額とする。ただし、当該額に受給資格者の責めによる過分の自己負担があるときは、当該過分の自己負担の額は、こども医療費の支給の額から除くものとする。

(受給資格の認定)

**第4条** こども医療費の支給を受けようとする保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめその受給資格の認定を受けなければならない。

(受給資格の登録等)

**第5条** 市長は、受給資格の認定をしたときは、当該受給資格者を受給資格者台帳に登録し、及び当該受給資格者に対し、受給資格証を交付する。

2 受給資格者は、医療機関等において医療を受ける際、受給資格証を提示するものとする。

(届出の義務)

**第6条** 受給資格者は、その資格を喪失したとき、又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(支給の方法等)

**第7条** こども医療費の支給は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象となるこどもが市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合において、当該医療機関等から一部負担金の額について支払の請求があったときは、市長は、受給資格者に支払うべき額の限度において、受給資格者が当該医療機関等に支払うべき費用を当該受給資格者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し、こども医療費の支給があったものとみなす。

4 市は、第2項の規定により市長の指定する医療機関等に支払う額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

**第8条** こども医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

**第9条** 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から対象となるこどもが損害賠償を受けたときは、その限度において、こども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したこども医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(こども医療費の返還)

**第10条** 市長は、偽りその他不正の行為によりこども医療費の支給を受けた者があるとき、他の法令若しくはそれに準ずる規定により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者から、既に支給した額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和48年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和59年条例第22号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

#### 附 則 (平成5年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成5年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の上尾市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費につい

て適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成10年条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の診療に要した医療費について適用し、施行日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成10年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年条例第4号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の上尾市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の診療に要した医療費について適用し、施行日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成13年条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の上尾市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養に要した費用について適用し、施行日前に受けた療養に要した費用については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において、4歳に達した日の属する月の翌月以後にある乳幼児について改正前の上尾市乳幼児医療費支給条例の規定に基づき医療費の支給を受けていた保護者に係る対象者の要件は、施行日から1年間は、なお従前の例による。

**附 則**（平成14年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成15年条例第29号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の上尾市乳幼児医療費支給条例第7条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養に係る医療費について適用する。

**附 則**（平成16年条例第19号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

**附 則**（平成18年条例第47号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の上尾市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用する。

**附 則**（平成18年条例第48号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**（平成19年条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の上尾市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に係る医療費の支給について適用し、施行日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年条例第32号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。（学校教育法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成19年政令第362号）で定める施行期日（平成19年12月26日）から施行）

**附 則**（平成20年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成21年条例第22号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第3号イの規定は、平成21年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に上尾市子ども医療費支給条例第4条の規定による受給資格の認定を受けていた保護者（同条例第2条第4号に規定する保護者をいう。以下同じ。）で、施行日に、当該保護者に係る乳幼児が改正後の第2条第2号に規定する乳幼児に該当しないことにより当該受給資格を喪失することとなるものについては、施行日から起算して1年を経過する日までの間は、引き続き受給資格の認定を受けているものとみなす。

**附 則**（平成22年条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の上尾市子ども医療費支給条例（以下「新条例」という。）第3条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に係る医療費の支給について適用し、施行日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例の規定による子ども医療費（新条例第3条に規定する子ども医療費をいう。）の支給に関し必要な受給資格の認定その他の行為は、施行日前においても、新条例第4条及び第5条第1項の規定の例により行うことができる。

**附 則**（平成22年条例第13号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条及び第7条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る費用について適用し、施行日前に受けた医療に係る費用については、なお従前の例による。

(上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

- 3 上尾市重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年上尾市条例第36号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（平成28年12月27日条例第42号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。